

一般社団法人遠軽町シルバー人材センター 平成29年度事業計画

1. 基本方針

一般社団法人遠軽町シルバー人材センターは、平成28年3月1日、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立、4月1日から事業を開始いたしました。

国内の経済状況を見ると中国の経済停滞などから国内においてもこれの影響を受けていますが、原油安などにより一部大手企業では利益を上げ賃金の引き上げを行いました。中小企業においては、これに対応できない状況が続いており、働く者には、消費の底上げに貢献できない状況が続いています。

就労環境では、主に正職員・派遣職員・パート職員・契約職員となっていますが、企業の間では、経費削減の観点から正職員への道は広がっていない状況にあります。

また、新卒の就職率は若干上向いていますが、どの企業においても人材の確保が十分とはなっていないように思われます。特に、土木・建築関連にあつては、技術職員の不足が顕著になっている実態があります。

このような状況は、遠軽町においても同様と思います。若年の方は、自分が進みたいところが地元にないため都会に就職、土木・建築関連の仕事はあっても、力仕事はできない、働く時間が長いなどで嫌っているのが現状となっています。

このため、定年になっても人材がいないため定年を過ぎても働かざるを得ないため、当センターに入会する方も少ない状況となっています。

当センターは、派遣事業ができる従たる事務所になっていますが、会員が少なく派遣の事業まで広げる状況にはなっていません。しかし、冬期間の就労について引き続き対策を講じなければならないと考えています。

このため、厳しい運営が予想されますが、事業の開拓や会員からの情報等を得ながら事業の展開をさらに図っていかねばなりませんし、当センターをより発展させるため、地域からの受注機会の確保のためセンターの広報と会員の募集を引き続き進めてまいります。

会員が一致協力し地域に根ざした就労を実践し、地域住民、企業、団体、関係機関などから信頼されるセンターとして引き続き充実させてまいります。また、事業の展開、運営にあたっては会員の健康、安全就労、交通安全を十分に考慮してまいりますので、会員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2. 事業

(1) 会員の加入促進

事業主は、希望者全員を65歳まで雇用しなければならないという「改正高齢者法」は、シルバー人材センターにとって逆風となっています。

そのような状況になっても、後継者の育成が課題となっていますので、役員は勿論のこと「各会員が一人の入会勧誘」も必要と考えていますので、「口コミ」による加入促進を進めて参ります。

(2) 就業機会の拡大と適正就業の推進

新たな就業開拓、受注業務の現状維持も大変重要です。役職員はもとより会員一同で就業の開拓を進めてまいります。
また、就業機会の拡大を図るため派遣事業の検討を取り組んでまいります。

(3) 就業会員の安全確保

会員の傷害事故、就業中の事故、通勤途上の事故防止などへの取り組みを引き続き進めるとともに、会員の健康管理についても喚起してまいります。

(4) 損害事故等の撲滅

作業中の損害事故は、毎年数件の事故が発生しています。これを撲滅するための注意喚起を引き続き進めるとともに、他人に傷害を与えることは、センター事業を進める上で大きなダメージを受けるとともに事故を起こした会員にとっても不幸なことになりますので、これら事故を起こさない注意喚起をさらに進めてまいります。

(5) 普及啓発活動の推進

就業機会の拡大、会員の加入促進のため、広報折り込み、センターホームページなどを活用した普及啓発を推進してまいります。

(6) 賛助会員の募集について

賛助会員の募集については、関係企業等を対象に引き続き進めてまいります。

(7) 関係機関・団体等との連携強化

シルバー人材センター事業の目的達成のため、シルバー人材センター連合会等の関係団体や、遠軽町などの関係機関との連携を緊密にし、事業の円滑な運営に努めます。さらに、引き続き各シルバー人材センターとの連携強化を図ってまいります。